連携協定書（参考例）

（目的）

第１条　本協定は，伐採事業者（以下「甲」という。）と造林事業者（以下「乙」という。）が連携することにより主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を確保し，主伐後の適切な更新に資することを目的とする。

（協定の期間）

第２条　この協定の期間は，　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする。

ただし，甲乙に異議がない場合は，協定期間満了の翌日から○年間更新されたものとし，以後も同様とする。

（伐採作業と造林作業の連携）

第３条　甲及び乙は，主伐及び主伐後の再造林を実施するにあたり，次のとおり，あらかじめ基本的な役割を定め，円滑な作業の実施を確保するとともに，それぞれ低コスト化に取り組むよう努めるものとする。

　　（例：一貫作業で実施する場合）

|  |  |
| --- | --- |
| 甲が実施するもの | ・主伐時に使用した機械による機械地拵え  ・主伐時に使用した機械による苗木運搬  ・作業道の設置 |
| 乙が実施するもの | ・人力による地拵え  ・植え付け |

　　２　甲及び乙は，作業の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合は，本協定の主旨等について，請負先に十分に理解させるものとする。

（主伐後の再造林の確保）

第４条　甲と乙は協力して主伐後に適切な更新を行うこととする。

　　２　適切な更新とは，市町村森林整備計画等を踏まえつつ，林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。

　　３　他者の所有する森林の主伐にあっては，伐採前に甲乙協力して森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組む。

（災害等による損害）

第５条　甲及び乙の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者の所有する森林等に不利益などが生じた場合は，直ちに森林所有者にその旨を報告するとともに，甲乙協力して解決に当たるものとする。

（その他）

第６条　この協定の履行に必要な事項であって，この協定に定めのないもの及び協定の事項に疑義が生じたときは，甲乙協議の上決定するものとする。

　この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自１通を保有する。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　甲（伐採事業者）　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　乙（造林事業者）　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名